

# 2019年12月県議会

## おさべ県議代表質問

12月議会本会議でおさべ県議は所属会派である「未来にいがた」を代表し「県政な課題と知事の政治姿勢について」と題して、豪雨災害対策、県行財政改革、原発問題、農業問題など、42項目にわたり質問し花角知事の姿勢を質しました。以下その全質問と答弁の要旨を掲載します。

### 1 県政の課題と知事の政治姿勢について

#### 1、稲垣選手の活用について

(おさべ) 「新潟県スポーツ賞」を授与された稲垣啓太選手は郷土愛、新潟愛に溢れた人物で今後も活躍が期待されている。稲垣啓太選手をコシヒカリ、新之助等のブランド米や県産品のキャラクターなど県の事業に起用し新潟をアピールすべきと考えるが所見を伺う。



(知事) 話題性・影響力のある方や著名人等を県のアピールのために起用することは、効果的な方法であり、稲垣選手に限らず、その様な方々の力添えも得ながら、本県の魅力発信に努めて参る

#### 2、豪雨災害対策について

(おさべ) 記録的な大雨をもたらした台風19号における本県の被害状況について伺うとともに、県はこれまでどのように対応してきたのか伺う。また、現在においても未だ、県民の生活に影響を及ぼしている状況について伺うとともに、その解決のための課題及び県としてどう対応するのか伺う。

(知事) 道路等の公共インフラの早期復旧、住宅被災者の生活再建支援、農地等の復旧に全力で取り組んでいる。

(防災局長) 被災状況は、床上浸水34棟、床下286棟、住宅被害32棟。公共土木施設

で県管理の河川管理施設 321 か所、道路施設 91 か所、農業関係で用水路などの農地・農業用施設 2,057 か所、ビニールハウスなど 172 棟、農作物被害 462 万。尚県では床上浸水以上の被害を受けた全ての被災者を対象に、被災者生活再建支援法の適用や、県と市町村が連携した生活再建支援事業により支援を実施している。

(おさべ) 台風 19 号をはじめとする日本列島を襲った想定を超える一連の豪雨災害は、防災・減災対策でハード、ソフト両面において様々な課題を突き付けたと考えるが、本県の防災・減災対策の観点からどのような課題があるのか伺うとともに、その課題解決に向け今後どのように対応していくのか所見を伺う。

(知事) ハード対策については、「事前防災対策」の強化が課題であり、必要な財源の確保と地方財政措置の拡充を国に働きかけて参る。ソフト対策については、よう配慮者など住民の避難対策や広域的な停電の長期化への対処等に課題があり、国で進められる検証の結果を踏まえ、さらなる対策の強化に取り組んで参る。

(おさべ) 台風 19 号による浸水や土砂災害で亡くなった人の 7 割超が 60 歳以上であり、周囲から避難を促され、危険を察知しながら移動できなかつたケースなど、「災害弱者」と言われる高齢者の安全確保の課題が改めて浮き彫りになったと言われているが、この度の台風 19 号による被害を踏まえて、本県の「災害弱者」の安全確保対策について知事の所見を伺う。

(知事) 今度の災害で、避難時に支援が必要な皆様の避難対策の重要性を改めて認識した。今後進められる国の検証結果等を踏まえ、市町村と連携して、要支援者の把握と避難支援体制の構築をより一層推進してまいらる。

(おさべ) 台風 19 号で長岡市を流れる太田川支川の浄土川が信濃川のバックウォーター現象によって溢水するなど、大きな被害が発生した。その原因のひとつに太田川の浄土川合流点で無堤区間となっていることが考えられるが、今回の水害を踏まえ太田川の浄土川合流点付近の治水対策について、早急に行う対策と、長期的な対応について伺う。

(知事) 合流点付近は、支川浄土川を含め、長岡市や地域住民と調整を図りながら、暫定的な整備を含め進めて参る。また、長期的には、太田川の河川整備計画に基づき整備を進めて参る。

### 3、行財政改革について

(おさべ) 新潟県行財政改革行動計画が策定されて初めての新年度予算編成であり、財政改革に取り組む知事の決意が問われる予算編成でもある。聖域を設けることなく改革に取り組むとしているが、その基本方針について伺う。

(知事) 厳しい財政状況の中でも持続可能な県政を実現するため、先に定めた行財政改革行動計画の定めた歳出歳入改革に係る各項目について、具体的な取り組みを着実に実行していくことが重要と考えている。そして、出来る限り早期に県の財政運営を持続可能なものとする事で、将来の本県の成長や発展につなげて参りたい。

(おさべ) 知事は9月議会で、「行動計画の内容について議会の場での説明はもとより、メディアや県民だよりなど各種媒体を活用して情報発信を行うなど、様々な機会をとらえて県民の皆様に分かりやすく伝わるよう努めたい」と述べているが、現時点において県民の一定の理解は得られたと考えているのか伺う。

(知事) 行動計画の決定以降、県民だよりや県公報テレビ番組、県ホームページなど様々な媒体を活用して県民に分かりやすく伝わるよう説明してきているが、今後、説明会を開催し、意見を聞く機会を設けるなどさらに取り組んで参る。

(おさべ) 職員組合は賃金削減の提案の前にここに至った責任の明確化が必要だと強く主張している。県民からも責任の所在をあいまいにしてはまた同じことが起きるとの厳しい指摘をよく聞く。一番身近な職員が納得できずして県民が理解できるわけがないと考える。職員の中からは何故自分たちまで責任を問われるのかとの不満の声が聞かれるが、これについて知事の所見を伺うとともに、職員の理解を得るために知事自らがこれまでどのような対応をしてきたのか、また今後どう対応していくのか伺う。

(知事) 今日の危機的な状況に至った責任は、結果としての的確でない見通しを前提に財政運営を行ってきた県にあると考えているが、議会の場でも議論され組織として決定した方針の結果について、個人の責任を追究するのは馴染まないと考えている。職員団体に提案している給与の臨時的削減については、個々の職員の責任を問うものではなく、あくまで現在の厳しい財政状況を踏まえ、協力を要請しているものである。今申し上げた私の考えは総務管理部長を通じ説明しているところであり、引き続き丁寧な説明を行っていきたい。

(おさべ) ただ単に「組織としての県」に責任があるといった内容では県民の多くは納

得できず、トップも含め、直接財政的な政策判断に加わった関係部門の判断が厳しく検証されなければまた同じ過ちを犯すと考えるのはごく当然である。県行財政改革有識者会議座長は「一般財源の総額が伸びないことを前提に中長期の財政計画を作るのが通常だ。歳入が伸びるという見通しで財政運営をするのは非常にまれで強気すぎる」と述べているように通常の判断ではあり得ず、決してあってはならない見通しの甘さといわざるを得ない。財政危機に陥った責任の所在について改めて所見を伺う。

(知事) 今日の危機的状況に至った責任は、結果としての確でない見通しを前提に財政運営を行ってきた県にあり、そのことをしっかりと反省し、教訓として、持続可能な財政運営に向けた今後の取組に活かして参りたい。

(おさべ) 平山元知事時代の「財政健全化計画骨子(案)」で資金手当債に依存した財政運営は好ましくないと記述されていたことを考えると、これまでの財政担当責任者が将来の公債費の実負担の増加を本当に把握していなかったのか疑問である。仮に把握していなかったとして財政の専門家として許容できる範疇なのか、あるいは把握していながら付度して言わなかったのか、言っても採り上げられなかったのかなど、平山元知事の「財政健全化計画骨子(案)」の策定に関わった財政担当責任者もいると思うが、どのように検証総括してきたのか知事の所見を伺う。

(知事) 公債費に対する交付税措置率の減少に伴い、公債費の実負担額が今後増加することについては、認識されていたが、高い経済成長率を前提として試算した県税収入の伸びが大きかったことなどから、財政状況の悪化は見通しておらず、中長期財政収支に与える重要な要素として認識されていなかった。本来、公債費に対する地方交付税措置率の見直しによる将来的な実負担額の増加に備え、早くから資金手当債を含む地方債の発行抑制に取り組むべきであったと考えており、県として将来の見通しが十分ではなかったと認識している。

(おさべ) 報道によれば、泉田元知事は、財政硬直化の主因となっている公債費の実負担が大きく増えていくことについて「今の国の制度が続くという前提だ」として、「変わるようにするのが県の仕事だ」と言っており、財政を厳しくしているのはまさに現県政に力がないからだと言っているようなものだが、この見解について知事の所見を伺う。

(知事) 公債費に対する交付税措置の内容は、県債を発行した時点で決まっており、あとから発行済みの県債の交付税措置率を国に変えてもらうことは困難であり、実負担の増加は避けられないと考えている。

(おさべ) また、泉田元知事は行動計画の年度平均 110 億円以上の歳出削減策は「必要ではない」、「大規模な歳出削減に踏み切らなくても、財政運営は可能だ」と述べているが、この発言のように行動計画を実施しなくても財政再建が可能なのであれば、県民に痛みを伴わない方法で財政再建をやってほしいと思うのは県民として当然であり、県民の中には動揺もある。知事の言う「哲学の違い」というだけでは済まないと考える。元知事が間違っているというなら、しっかりと反論し、当然に抗議すべきと考えるが所見を伺う。

(知事) 本県財政は平成 30 年度決算で財源対策的基金等を 117 億円取り崩しており、過去に発行した資金手当債の影響等で、公債費の実負担額は平成 30 年度と令和 10 年度を比較して約 200 億円増加することが見込まれている。この厳しい現実を直視し、聖域を設けず、全ての分野で歳出歳入改革に取り組み、歳入規模に合った歳出構造に転換していくことが必要である。

(おさべ) 知事は、個別事業の見直しにあたっては、市町村や関係団体等と意思疎通を図りながら、単なる行政サービスの低下にならないよう、より大きな効果が得られる事業の執行方法や仕組みへの見直しなど、前向きな創意工夫をしながら取り組み、県民生活への影響にも最大限配慮するとしているが、具体的にどのような手法を想定しているのか所見を伺う。

(知事) 前向きな創意工夫による見直しや、県民生活に与える影響への配慮等については、現在、各担当部局において、執行の工夫や国庫補助金等の財源確保による事業両党の観点から検討しており、今後の予算編成の中で具体化してまいる。また、個別事業の見直しについては、関係団体や市町村等への事前の説明や、特に配慮すべき事業等について意見の聞き取りを行うなど丁寧な意思疎通を図って行く。

(おさべ) 公共事業の入札について、本県の地理的条件、建設業の置かれている状況など、これまでの経緯から、最低制限価格を 91%としてきたことは、一定の理解をするが、県民に痛みを強いる事態の中、土木部門といえども改革は避けては通れない。入札制度に詳しいと言われる大学教授は「聖域を設けない財政改革であれば、最低制限価格の基準見直しには説得力がある。91%では競争の余地が少なく、75%まで幅を持たせるのは理にかなっている。業界の保護も大切だが、納税者への説明責任も求められる」とコメントしており、知事も「聖域なき改革」「社会情勢の変化を踏まえて検討すべきだ」と発言している中、他県や県内市町村の例を参考にしながら、最低制限価格の基準見直しが必要と考えるが知事の所見を伺う。

(知事) 公共事業の入札は、競争性、公正性、透明性の確保が大前提であり、限られた財源を有効に活用することが重要。一方、品確法に基づき、過度な価格競争に伴う工事の品質低下の防止と、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保を担う建設産業がその役割を果たしていくために適正な収益の確保も必要である。他県の低入札対策の実施状況や建設業界の状況を調査し、現行の入札制度を検証したうえで、対応を検討しているところだ。

(おさべ) 行財政改革行動計画では、普通建設事業の一般財源を抑制し、補助、単独事業とも令和元年度当初予算の 90%以内とすることとしているが、交付税措置を除いた公債費の実負担は今後 10 年間で約 200 億円の増加が見込まれており、実質公債費比率も起債許可団体への移行基準である 18%を超えることも確実な状況となっている。

このことを踏まえると投資的経費については、大規模施設建設事業等も含め聖域を設けず、もっと削減すべき考えるが所見を伺う。

(知事) 投資的経費予算は、実質公債費比率が 18%を超えることが確実な中、公債費の実負担を見据えたうえで、事業量を管理していく必要がある。そのため、今年度中に交際費負担適正化計画を策定する中で、大規模施設建設事業等も含めた投資事業の適正な水準について検討してまいる。

(おさべ) 当初予算で行財政改革行動計画に沿って予算立てされても補正予算で増額されれば行動計画の目標の達成は更に厳しいものとなる。場合によっては頓挫してしまう懸念もある。仮にそうなれば、国に付き合わされ公共事業優遇の県政運営を行い「最後の晚餐」とまで言わしめ財政危機を招いた過去の苦い経験の二の舞であり、到底県民の理解は得られないと考えるが、補正予算と行動計画との関連について伺う。

(知事) 公債費の実負担を見据えたうえで、補正予算も含めた事業量を管理していく必要がある。公債費負担適正化計画を策定する中で、補正予算も含めた投資事業の適正な水準について検討してまいる。

(おさべ) 台風 19 号の被害による災害復旧は何をおいても最優先で取り組まなければならないが、行財政改革行動計画との関連についてどの様に認識し整合性を保っていくのか所見を伺う。

(知事) 公債費の実負担を見据えたうえで、災害復旧事業を行いながらも、全体として中長期的に将来の負担が増加しないよう、事業量を管理していくことも必要である。適

正化計画の中で、災害復旧事業も含めた投資事業の適正な水準とその管理方策について検討してまいる。

(おさべ) 県単独補助金について行動計画では、県と市町村・民間等との適切な役割分担などの観点から見直すとしている。部局枠は来年度予算では全体として10%の縮減を目指すとしているが、そのうち県単独補助金だけでどの程度の削減を見込んでいるのか伺う。

また、効率性を図るのは理解するが、格差社会が拡大進行する中、とりわけ経済的、社会的に厳しい世帯に負担がいかないよう最大の配慮が欠かせないと考えるが所見を伺う。

(知事) 現在、予算編成作業中であり、県単事業補助金の削減見込み額について答えることが出来ない。補助金の見直しは、市町村や関係団体と意思疎通を図りながら、経済的・社会的弱者にも配慮しながら、予算編成の中で具体化してまいる。

(おさべ) 報道によれば、県中小企業団体の面会を受けた花角知事は、会長らに対して「県のお金をお渡しするとして、効果的に活動に生かしてもらいたい」と回答し、予算編成前にも関わらず、補助金支給を早々に確約して見せた、とあるが、この真意について伺う。これが事実であれば、県議選や参院選における市民派にはあるまじき異常なまでの自民候補への肩入れと同じく知事選で応援してもらったことに対する忖度の何物でもないと思うが所見を伺う。

(知事) 県中小企業団体中央会の要望を受けた際には、補助金を支給する、支給しない、いくらにするかといった議論はしていない。報道の発言は、仮に政策的な支援を行うならば、その補助金が効率的・効果的なものになるよう活かしてもらいたいとの考えを話したものだ。

(おさべ) 重点事業については効果が大きい事業に厳選し、それにより捻出した財源を活用し、施策の新規立ち上げや拡充を行うとしているが、額、率においてどれ位の厳選になるのか、希望も含めて、知事の所見を伺う。

(知事) あらかじめ予算枠を設定するのではなく、一つ一つの事業について、事業目的の達成状況や施策目的に対する有効性等を精査した上で、行財政改革行動計画の収支改革目標も踏まえ、当初予算編成全体の中で決定してまいりたい。

(おさべ) 行財政改革行動計画では令和元年度中に公債費負担適正化計画を策定し、令

和2年度から計画を実行し、以降はこの計画による県債発行ルールの範囲内で抑制基調とするとあるが、公債費負担適正化計画の内容と今後の適用方針について伺う。また、実効性をどのように担保していくのか併せて所見を伺う。

(知事) 他県では、実質公債費比率を18%未満とする期限を設けたり、毎年度の県債発行額に上限を設けるなどの目標を定めて取り組んでいるが、これらを参考にしながら、今年度中に県債発行ルールを設定し、計画策定後はこの計画を着実に実行するとともに、実質公債費比率の将来推計等を継続的に示し、目標達成の見通しを確認して行くことで、公債費負担を抑制していきたいと考えている。

#### 4、地方創生について

(おさべ) 安倍政権が最優先課題としてきた地方創生が今年度で第1期が終了するが、東京一極集中は進み、地方創生の成果は見えないという声も聞かれるが、知事は国の地方創生の評価についてどのように考えているのか所見を伺う。また、本県は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、新潟県創生総合戦略を策定し、それに基づき展開を図ってきたがその成果と問題点について所見を伺う。

(知事) 地方創生交付金の創設や地財計画への創生事業費の計上など、地方自らの発送と創意工夫に対して国が後押ししてきたことは評価しているが、東京一極集中課題、医療や若者の雇用などの分野で、格差解消の取り組みはいまだ道半ばである。

また、本県は、県創生総合戦略を策定し、UI ターンの人口減少対策やインバウンドなど交流人口の拡大など取り組みを進めてきたが、本来の目的である人口の減少幅の縮小や県内経済の活性化などに結びついているかについては、課題に対する県事業の寄与度の問題もあり、単純な評価は難しいと考えている。

(おさべ) 地方創生の中で、すべての政策分野の中で国の役割が強まり、地方の存在感が低下したとも言われているようだが、今こそ、全国知事会の提言にある「地方への権限・財源の大胆な移譲」が必要ではないかと考えるが所見を伺う。

(知事) 地方創生の取組は、未だ道半ばであり、地方へ権限・財源を移譲することで、地域の実情に応じた行政サービスを地方が主体的に提供できる体制が必要と考えている。一方で、地方創生の柱である人口問題、特に首都圏への人口集中による地方の人口減少については、国が実効性のある施策を一層スピード感を持って取り組むことが重要であると考えている。



## 5、憲法改正について

(おさべ) 東日本大震災を経験した当時の市長等が、法律に代わる政令など、内閣に全ての権限を集中させる緊急事態条項の制定よりも、災害対策基本法などの整備充実による直接現場で対応を迫られる市町村長などへの権限の強化が必要としているが、これまでの本県の災害に照らしたとき、あるいは今後の大規模災害を予想したとき、緊急事態条項がなければどうしても対応できない事態が想定されるのか、想定されるとすれば具体的にどのようなことが考えられるのか知事の所見を伺う。

(知事) 東日本大震災時には、法令等の制約によるガソリンの供給不足や、道路上の放置自動車等の扱いが課題として指摘されていたように、震災等の災害時には、既存の法令等による制約により、緊急時対応が阻害されることがあり得るため、包括的な適用除外措置を創設することは重要であると考えており、全国知事会でも要望している。県としては、災害時の権限強化について、国なのか地方自治体なのかという点も含めて、憲法で定めるのか、法律で定めるのかについては、国政の場で十分議論すべきだと考えている。

## 6、農業問題について

(おさべ) 9月30日現在で、県産コシヒカリの1等級比率は20.8%と過去最低だった2010年の20.3%と同水準となった。県の研究会からの報告では、本年のような出穂後のフェーンをはじめとする突発的な異常高温については、被害を完全に防ぐことは困難であり、高温に強い品種の導入などにより被害の軽減に努める必要があるとされたが、今後、県としてどのように対応するのか伺う。

(知事) 研究会での議論を踏まえ、農業者や関係機関と連携し、基本技術の徹底による丈夫な稲づくりに加え、高温に強い品種をはじめとした複数品種の栽培や田植え時期の分散によるリスク管理、セーフティーネットの活用等を進めることなどにより、異常気象からの被害の軽減を図って参りたい。

(おさべ) 種子法の廃止に対応し、本県は全国に先駆けてコシヒカリなどの主要農作物種子の安定供給を目指し種子条例を制定したが、今後も安定供給可能とは断言できないと考える。条例だけで安定供給を守れると考えていいのか知事の所見を伺う。また、平成30年の国会において野党により種子法復活法案が共同提案され、現在も継続審議されているが、復活法案制定の意義について所見を伺うとともに、この法案成立のため知事は先頭になって国等へ働きかけるべきと考えるが所見を伺う。

(知事) 本県においては、主要農作物種子の安定供給を目的に、種子条例を制定したものであり、引き続き、県として万全を期してまいりたい。尚、国全体の種子の安定供給体制の在り方については、国政の場において十分議論され、判断して頂きたい。

(おさべ) 政府が実施しようとしている「種苗法」の改正は、これまで原則自由だった、自家採種が原則禁止となると言われており、今後、代々自分の農地で自家採種した種子で栽培していた作物であっても、品種登録していなければ、自分のものではないとされることが危惧されている。国はそうはならないと説明するが、種苗法は種子法と一連のもので TPP がらみのもと考えており、関係者の疑念は消えない。この懸念の払拭のためにも、県として、在来品種の品種登録など農家を守るための対策が必要と考えているが知事の所見を伺う。

(知事) 取りまとめ案では、種苗法に基づく登録品種の増殖は、自家増殖を含め、育成者権者の許諾に基づくことが示された一方で、在来品種などは、従来と同様に自家増殖を制限しないとされている。県としては、種苗法の改正について今後の動向を十分注視するとともに、関係者に関連する情報をわかりやすく提供してまいる。

(おさべ) 農業競争力強化支援法に関連し、種子等の開発について、国からどのような指導文書が来ているのか伺うとともに、その指導にどう対応しているのか伺う。

(知事) 国の通知では、都道府県が民間事業者に知見を提供する際には、我が国農業の国際競争力の向上に資するよう適切な措置を講ずる必要があるとされている。このため、県としては、国の通知を踏まえ、知見の提供にあたっては、民間事業者の開発等の考え方を十分に確認するとともに、適切な共同研究契約を結ぶなど、知見が不適切に利用されないよう対応することとしている。

(おさべ) 水稻新品種育成試験等に使用するために県研究機関で保存されている育種母体は、例年 90 品種程度を試験栽培しているが、全ての保存品種に対し毎年発芽試験等を行っている状況にはないと聞く。また、園芸品目等パテントの取得、稲・麦・大豆・粟・野菜・花卉の在来品種の掘り起しや採種は、本県の将来の農業の発展に大きく貢献すると確信するものであり、これらのためにも遺伝資源の保存と活用が重要と考えるが知事の所見を伺う。

(知事) 県の研究機関で保有する遺伝資源は、専用の保管施設で保存するなど適切に管理しており、その更新等については、研究素材として活用する可能性の高い品種を優先

して行っている。県としては、知的財産の保護の観点も含め、引き続き、遺伝資源を保存・活用しながら、本県農業の強みをさらに強化する品種育成などの研究開発に積極的に取り組んで参りたい。

## 7、日米貿易協定について

(おさべ) 衆院本会議で可決された日米貿易協定は、牛肉や豚肉などの品目で日本側が関税を TPP 水準に下げることや、日本の輸入牛肉については、TPP で米国も含めて 61 万トンという低関税枠を決めたが、FTA で米国に新たに 24 万トンの枠をつけるなど、すでに TPP 超えとなっている。更には TPP で合意していた日本車や自動車部品の関税撤廃が、今回すべて先送りされ、かつ具体的な撤廃時期は示されないなど、この度の日米貿易協定は到底ウィンウィンの交渉とは言えないと考えるが、この日米貿易協定交渉について知事の所見を伺う。

(知事) 特に、県としては、コメの輸入枠の設定が見送られたことは評価できるものと考えている。一方、牛肉の輸入に関するセーフガードの発動基準数量については、議員指摘のとおり懸念があると認識しているが、政府は TPP 参加国と修正の協議を行うと説明している。また、自動車や自動車部品の関税撤廃については、協定の誠実な履行中は追加関税を課さないことを首脳間で確認したうえで、さらに交渉すると協定に明記されたところであるが、さらに協議や交渉が必要な分野もあり、政府においては、今後も国益が守られるよう、適切に対応して頂きたいと考えている。

(おさべ) TPP11、日欧 EPA が発効してから約 1 年になるが、国から協定の内容について十分な説明があったのか伺うとともに、本県に及ぼす影響について所見を伺う。併せて、日米 FTA について再協議も含め、本県に及ぼす影響についてどのように予測しているのか伺う。

(知事) TPP11、日欧 EPA 協定について、内閣官房等の主催で、複数回、説明会があるが、協定の影響は長期にわたることから、引き続き丁寧な情報提供を行ってほしい。本県の影響については、懸念されていた農業分野では、牛肉及び豚肉は、国産生産量および価格は、TPP11 等の発効前と同水準で推移しており、現時点で大きな変化は見られないが、引き続き国産市場の動向を注視していく必要がある。

日米貿易協定については、自動車や自動車部品以外の工業品で、関税削減や撤廃が実現されることから、県内企業の更なる輸出拡大につながることを期待している。

一方で、中長期的には、農業分野の牛肉や豚肉で、輸入価格の低下による国産価格への影響などが懸念される。尚、再協議については、協定発効後、日米両政府により交渉の

対象となる分野を決定するものと承知しており、今後の動向を注視していく必要がある。

## 8、ゲノム編集食品について

(おさべ) ゲノム編集食品について、厚生労働省は遺伝子を導入しないタイプのものは遺伝子組み換えに当たらないとし、安全性審査を不要とし、消費者庁は「表示」についても「義務化」は困難とし任意にとどめた。東大の研究チームの調査によればゲノム編集を使った農産物や畜産物を食べたくないとの答えが5割前後で、食べたいとの答えの1割弱を大きく上回る。また、EU 司法裁判所はゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品に当たるとし、厚生労働省とは異なる判断を示している。このような中、ゲノム編集食品の表示について、せめて消費者が選べる必要があるとあり、表示の義務化は欠かせないと考えるが知事の所見を伺う。

(知事) 消費者庁では、専門部会での議論を経て、その後全国各地での意見交換会で広く意見を聞いたうえで、表示の義務化を見送ったと聞いている。しかし、議員指摘のとおり、選択のための表示を求める消費者の声があることから、消費者庁では、営業所に積極的な情報提供に努めるよう求めている。県としても、この取り扱いに従い、ゲノム編集食品については、その旨を表示するよう、営業所に周知してまいる。

## 9、原発問題について

(おさべ) 報道によれば、知事は柏崎刈羽原発の再稼働について「無責任な結論にならないよう、「○」か「×」だけでないパッケージとしての答えも用意しなければならない」と述べている。知事が現段階で原発再稼働について全く決めてないのは理解しているが、これまでも何度か述べているパッケージについて具体的にどの様なイメージを考えればいいのか所見を伺う。

(知事) 原発事故の3つの検証の結果が示されない限り再稼働の議論を始めることはできないと考えている。検証結果が出ていない中で、その検証結果を受けて出す知事としての結論については、なお見通せないわけだが、論理的には様々な可能性があり、その中には様々な対応策を組み合わせることもあり得るということをパッケージという表現で申し上げたものだ。いずれにしても、検証結果を踏まえ、最終的にはリーダーとして責任を持って、結論の全体像を具体的に県民に示したいと考えている。

(おさべ) 池内委員長は2021年度中に報告をするとしている。その場合は2022年度6

月知事選で判断を県民に仰ぐと言うことでいいのか伺う。一方で知事は、「1期目の任期中に結論が出なかった場合はどうするか」との質問に対して「(信を問うことは)できない。議論を尽くしてくださいとお願いしている。2年後までとか期限を区切ると必ず不満が残る。」と答え、今任期中の結論が出ないことも想定されている。その場合、仮に知事が再任され、任期途中で結論が出されれば当然にその時点で「職を賭して信を問う」考えであると受け止めていいか改めて伺う。

(知事) 池内委員長は個人的見解として、検証期間の目途を述べられたものと承知している。私は、期間を区切ることなく議論を尽くして頂きたいと考えており、検証期間は、委員会の議論の中で定まっていくものと考えている。また、県民の意思を確認する方法、時期については、現段階で決めているわけではないが、信を問う方法が、最も責任が明確で重い方法であると考えている。

(おさべ) 報道によれば、知事は定例記者会見で柏崎刈羽原発再稼働について、「(脱炭素に) どう協力するか、エネルギーはどういう構成であるべきかは議論になる」と述べたとある。再稼働の議論の際に、国のエネルギー政策も議論になる、は知事の口から初めて聞くフレーズだが、この真意について伺うとともに、国のエネルギー政策が再稼働するかどうかの判断材料の一つになると捉えていいのか、仮に、検証総括委員会が安全性への懸念を指摘し若干のリスクがあっても、国のエネルギー政策に協力という視点が加わったために、再稼働するとの判断になることもあるのか所見を伺う。再稼働の判断は当該原発が安全であるかどうか、避難計画に十分実効性があるかどうか等から判断すべきと考えるが知事の所見を伺う。

(知事) 議員指摘の発言は、エネルギー政策を考える上で、脱炭素も課題になるということを示したものだ。柏崎刈羽原発の再稼働問題については、原発が立地する本県としては、県民の「命と暮らしを守ること」が第一であり、原発事故に関する3つの検証の結果が示されない限り、原発再稼働の議論を始めることはできないという姿勢を堅持してまいる。

(おさべ) 福島原発事故における東電旧経営陣への裁判の判決で、自然災害に対する安全性は、当時の国の審査基準では「絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない」との記述があるが、判決文については一般の感覚とは大いに違い、異論があるところである。現時点において、今後柏崎刈羽原発の6、7号機の再稼働に関して、過去と同じように「法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、絶対的安全性の確保までを前提としていない」と考えているのか、それとも今後は当然に絶対的安全性が求められていると考えているのか、知事の所見を伺う。

(知事) 原子力規制委員会が説明しているとおり、現在の規制基準を満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではないものと承知している。そのためにも、県としては、国や市町村等と連携し、原子力防災対策の実効性を高めて参りたいと考えている。

(おさべ) 福井県高浜町の元助役が関西電力役員に多額の金品を贈っていた問題を受け、福井県が設置した調査委員会が調査した結果、現職幹部と元幹部ら計 109 人が、元助役から現金や贈答品を受け取っていたとのことである。県が内部調査した結果、現役職員に不適切な金品の授受は確認されなかったとある。本県職員にそのようなことはないと確信しているが、調査内容について釈然としないものがある。報道にある「社会儀礼の範囲を逸脱する金品のやり取りをしたことがあるか」という質問は、社会的儀礼の線をだれがどこで引くのかなど、曖昧であると考ええる。また、利害が相対する場合は範囲内といえども、今後は受け取るべきでないと考ええるが、知事の所見を伺う。また、調査結果の内容について伺うとともに、県民への信頼の観点から改めて社会儀礼の範囲も含めた再調査を行うべきと考ええるが知事の所見を伺う。

(知事) 職務上利害関係があるものからの金銭や贈答品については、金額の多少を問わず受け取ってはならないものである、県民に疑念を持たれる恐れのある行為は慎むべきであると考えている。また、社会的儀礼の範囲も含めた再調査については、県職員は法令等に基づき業務を遂行しており、公正な職務の執行に対して不信を招くような事実は確認されていないことから、改めて調査を行うことは考えていない。

(防災局長) 今回の確認については、新潟県において同様な疑念などが全く生じていない状況だったが、念のため原子力関係部門で県民に疑念を持たれるような事案はないか行ったものである。具体的には、平成 19 年度以降の、関係部門の係長以上の職員で、すでに退職したものも含めた 36 名に対して、社会的儀礼を逸脱するような不適切な金銭等の授受があったかを確認した。その結果、そのような授受はなかったことを確認した。

## 10、教育問題について

(おさべ) 文部科学省の 2016 年度教員勤務実態調査の結果に基づいた報道によれば、公立小学校教諭の約 3 割、公立中学校教諭の約 6 割の残業時間が「過労死ライン」の月 80 時間を超えることになるとあるように、学校現場において過酷な実態が続いている。本県においても同様であり、多忙化解消アクションプランを現在、第 3 次まで行って若

干残業時間が減っているとはいうものの弥縫策に過ぎず、抜本的な解決からは程遠いと言わざるを得ない。教育委員会のこれまでの一定の取り組みを良しとしつつも、多忙化は構造的な問題も含み、教育委員会だけの取り組みには限界があると考え。本県の教職員の勤務実態における知事の認識を伺うとともに、総合教育会議の主宰者として実効性のある改善策についてどのように考えているのか所見を伺う。

(知事) 教育委員会からは、従前からアクションプランによる多忙化解消の取組を行っているものの、時間外勤務が月 80 時間を超える教職員の割合は、小学校で約 1 割、中学校で約 3 割であり、依然として長時間勤務は深刻な状況と聞いている。

社会の変化に伴い、学校が対応しなければならない課題が一層多様化、複雑化する中で、教育の質の維持・向上の観点から、また教職員の健康買う穂の観点からも、多忙化は深刻で看過できない状況と認識しており、その解消に向けて、国、県、市町村が連携・協力して取り組むべき喫緊の課題であると考えている。

総合教育会議においても多忙化解消の改善策について議論し、教育委員会には、各種調査の見直し等で現場の負担軽減を図るとともに、業務改善の先進事例を紹介するなど、サービス監督権者である市町村教育委員会への支援に努めてもらいたいと考えている。

## 11、新潟水俣病について

(おさべ) 水俣病被害者救済特別措置法が成立してから 10 年経ったが、国はいまだに第 37 条に定めた「住民の健康調査」を阿賀野川流域で行っていないが、このことについて知事の所見を伺う。また、花角知事は、新潟水俣病共闘会議ら 3 団体が昨年 5 月に行った知事選公開質問状の「住民健康調査の実施について、国に強く働き掛けるべきだと思うか」との問いに「働きかけるべきだ」と答えているが、今こそ当該県として政府に強く申し入れるべきと考えるが併せて所見を伺う。

(知事) 流域住民の健康調査は、水俣病特措法に基づき、早期に実施されるべきと考えている。一方で、調査はプライバシーの問題と深くかかわっており、地域の合意形成や住民の理解を深めることも重要である。県としては、今年度も、国に対し、調査方法を早期に開発するとともに被害の実態把握に努めるよう、要望を行ったところであり、引き続き、国に積極的な取り組みを要望してまいる。

(おさべ) 知事は、「水俣病の教訓を明らかにして国の内外に発信できるよう検証することについてどう考えるか」との問いに、「水俣条約の関係国際会議などにおける情報発信・交流などの取組に積極的に参画していくべき」と答えているが、条約発効後、当該県として本県はこれまでどのように取り組んできたのか伺うとともに、今後、知事は

どのように取り組もうしているのか所見を伺う。

(知事) 新潟水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないよう、教訓を明らかにし、国内外に伝え続けていくことは、我々新潟県民の使命であると考えている。県ではこれまで、平成 13 年に設置して環境と人間のふれあい館を中心に、施設展示や語り部、講演会などを通じて新潟水俣病の教訓の啓発に努めてきた。また、水俣条約の議論を契機とした海外での関心の高まりを踏まえ、外国版の啓発資料を作成し、海外の方の啓発にも取り組んできた。今後も様々な機会を捉えて、国内外の多くの方に新潟水俣病を知ってもらうよう取り組んでいくことが重要と考えている。

## 12、新潟港湾整備について

(おさべ) 港湾は島国である日本、新潟県において県民の生活物資等の物流拠点である。総合計画では県内港の外貨コンテナ取扱量の全国シェア増加を目標に掲げており、また、新潟港では、まずは 200,000TEU を目指してポートセールス活動に取り組んでいると承知している。新潟港は外貨コンテナ取扱量が 2 年連続で増加しており、このままのペースが持続すれば、数年後には 200,000TEU を突破することになる。

東日本大震災時、新潟港は東日本の代替港として 205,000TEU と過去最高の量を扱った際、ヤード運用状況は非常にタイトな状況となり、作業環境も大変厳しい状況であった。数年後には 200,000TEU を超える見通しの中、そこに向けてヤードの拡張が急務であると考えているが知事の所見を伺う。

(知事) 新潟東港の外貨コンテナ取扱量は、平成 29、30 年と 2 年連続で増加し、今年も対前年比約 4% 増となっている。一方で、新潟港の取扱貨物の約半数が、経済が減速傾向にある中国との輸出入であるということや、前回の消費増税後に取扱量が減少していた事例も踏まえると、先行きは予断を許さない状況であると認識している。ヤードの拡張には、それに見合う十分なコンテナ取扱量が求められることから、今後の取扱量の水やコンテナヤードの運用状況を見極めながら、その必要性を判断し、検討してまいりたい。

(おさべ) 新潟東港では、昨年度コンテナ蔵置場所の融雪施設を整備したが、通路については、依然として機械除雪による作業となり、降雪量によっては、徹夜、早出、残業の増加となり、作業にも大きく影響する恐れがある。また、N-WTT は港運業者との取り決めの下に夜間の除雪作業を行っているが、県による除雪経費に係る当初予定の支援期間が昨年度終了したことから、保険料、融雪剤、燃料費等、港運業者にとって大きな負担が予想され、民間だけの対応では限界であると聞く。管理者としての県も含め官



民一体となって、現場の実態に即応した支援が必要と考えるが知事の所見を伺う。

(知事) コンテナターミナルの除雪は、港湾運営会社である新潟国際貿易ターミナル(N-WTT)と県との賃貸借契約に基づき、N-WTTが行うこととれされているが、民営化の初期は、港湾運営の安定化を考慮し、コンテナヤードの融雪化をN-WTTが終えるまでの間は、暫定的に県が一部支援を行ってきた。従って、融雪ヤードが整備された現段階では、N-WTTが港湾運営の一環として、港運事業者との連携のもとに適切に対応することを基本に、通常では対応が難しい災害レベルの豪雪などターミナル運営に被害を与えるようなケースでは、別途支援を検討するなど、弾力的に対応して参る。